

平成19年度財政健全化判断比率等を公表します

1 財政健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に、地方の財政運営を適正にするために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」）が公布され、地方公共団体は毎年度、財政の健全度の判断比率として4つの指標と公営企業については資金不足比率、合計5つの指標を監査委員の意見書を付して議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられました。これは、従来の再建法制では、地方公共団体の一般会計等において、赤字額が標準財政規模（地方公共団体で標準的に収入される市税や地方交付税等一般財源の規模）の20%を超えるといきなりレッドカードとなり、その前に財政の健全化を喚起するイエローカード的な制度がありませんでした。そこで、今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政の健全化をチェックするとともに、土地開発公社等第3セクターの財政状況も連結して、地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

2 本市の健全化判断比率及び資金不足比率について

○財政の健全度を判断するには？
以下の4つの指標で判断します。

●実質赤字比率

一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

●連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

●実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費等が標準財政規模に占める割合

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

●将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

また、公営企業は以下の指標で判断します。

●資金不足比率

資金不足額が事業規模に占める割合で各会計ごとに算出します。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

平成19年度決算に基づき算定した本市の健全化判断比率は以下のとおりとなり、いずれの指数も早期健全化基準を下回る結果となりました。

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実 質 赤 字 比 率	—	12.78	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	1.39	17.78	40.00
実 質 公 債 費 比 率	19.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	172.5	350.0	

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用	水道事業	20.0
	工業用水道事業	
	病院事業	
法 非 適 用	地方卸売市場事業	
	下水道事業	
	農業集落排水事業	

※単位は全てパーセントです。

※該当のない比率は「—」で標記しています。